

第五期基本構想・長期計画策定委員会 傍聴者意見

提出日：平成22年12月14日

氏名	[REDACTED]
住所	武藏野市、西久保、[REDACTED]
意見	<p>第五期基本構想・長期計画策定にあたって、「福祉のまち武藏野」の将来像と、地域社会再生の基軸としての「地域福祉」のあり方、市民協働の担い手としての「地域社協」の今後についても、是非ともご議論をお願い致します。</p> <p>「地域社協」の会長・役員をはじめ、今、福祉のために地域コミュニティで地を這うような活動を展開し、地域コミュニティの課題解決に取り組んでいる市民ボランティアが何を考え、何を必要としているのかをご理解頂くための資料として、別紙陳情書1通および要望書2通を添付させて頂きます。</p> <p>別紙陳情書および要望書をご一読の上、あわせて、社会福祉法人 武藏野市民社会福祉協議会（市民社協）と、財団法人 武藏野市福祉公社（福祉公社）の事務所確保の件についても、ご議論頂きたくお願い申し上げます。</p> <p>策定委員会での議論を通じて、武藏野市の地域福祉と市民協働の未来に、希望の光を灯して頂きたいと願っております。</p>

別紙資料

1. 平成22年8月25日付 事務所移転検証委員会委員各位宛 要望書
「市民社協・福祉公社の事務所移転に関する要望書」
*賛同者：168名
2. 平成22年12月1日付 市議会議長宛 陳情書
「地域福祉の推進と社会福祉法人 武藏野市民社会福祉協議会の事務所確保に関する陳情」
*陳情者：62名（追加署名者36名）
3. 平成22年12月14日付 市長・市議会議員各位・策定委員会委員各位宛 要望書
「市民社協および福祉公社の事務所確保に関する要望」
*署名者：272名

事務所移転検証委員会
委 員 各 位

市民社協・福祉公社の 事務所移転に関する要望書

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）と、財団法人 武蔵野市福祉公社（福祉公社）の事務所移転につき、委員長はじめ貴委員会委員の皆様の連日の猛暑の中でのお骨折りに対して感謝申し上げるとともに、委員の皆様の真摯な姿勢に心からの敬意を表します。

さて、八幡町1丁目243番地に移転する原案（八幡町案）については既に多くの問題点が指摘され、多くの関係者や市民に反対されております。しかし、何よりも問題なのは、様々な制約が先行し、武蔵野市の福祉のシンボルである市民社協と福祉公社（両法人）のあるべき姿（ビジョン）に沿った移転先の選定ができないおそれがあることです。

事務所の移転先は、①両法人のサービスを必要とする人にとって、分かりやすく、行きやすい立地 ②今後の事業拡大をにらんだ、武蔵野市（市）の福祉のシンボルたるにふさわしい立地 ③両法人の業務遂行に支障のない立地 ④災害時対応に適する、市民文化会館・市役所防災センターに近い立地 ⑤武蔵野市の福祉を草の根で支える市民ボランティアが行きやすく、会員や支援者を拡充するに有利な立地、であって欲しいと考えます。

以上の立地条件を満足させるのは、市内各地域から均等な距離で行ける市の中央部、しかもバス便の多い五日市街道に近い、市役所よりも三鷹駅寄りのエリアとなります。このエリア内の民有地か市有地に事務所を移転する事を軸に、スキームを組み立てて欲しいと切望しています。

市民社協と福祉公社は、武蔵野市の福祉行政の外側を支えるインフォーマルな福祉の砦でもあり、この砦を守るために職員はもとより多くの市民が現場で汗を流し、多大な労力と時間を費やして来ました。「福祉のまち武蔵野」にいささかの貢献が出来たことは、私達ボランティアの誇りであります。

地域福祉活動推進協議会（地域社協）の活動には、民生児童委員や地域有志、赤十字奉仕団・コミュニティ協議会・青少年問題協議会・P T A・町会・商店会・老人会などの団体といった、様々な立場の住民が運営委員として参加しています。地域社協は「少子高齢化社会を支える要」であり、「地域」という逃げ出す事が出来ない器の中で、住民の多様なニーズに誠意をもって対応する一方、市の防災態勢が整わない中で災害時要援護者対策事業を引き受け、更に避難所自主運営組織の立ち上げまで期待されています。

しかし、残念ながら無償ボランティアである地域社協の活動に対し、拠点の確保なども含め、市が相応の処遇をして来たとは言い難いのです。両法人のサービスの利用者や、活動に対する助言を受けたり、印刷機を借用したり、情報交換したりする市民のために、両法人の事務所をしかるべき場所に移転して欲しいという折々の意見具申も受け入れられませんでした。

私達は、たまたま携わることによって福祉ネットの隙間に気づかされたため、一市民が果たすべき役割を遙かに超え、市政に協力して来ました。その原動力は身近な福祉に貢献しようという心意気であり、その拠り所は、全国でも珍しい「市民」を冠する市民社協の運営理念であります。

今、両法人は剣が峰に立たされています。両法人の事務所の移転先の選定を誤れば、両法人の運営理念との整合性を失い、武蔵野市の福祉を草の根で支える市民ボランティアや会員の意欲を萎えさせ、支持と協力を失い、結果として武蔵野市の福祉を大きく後退させることは当然の流れです。

近年、武蔵野市における地域力や地域団体のマンパワーは、加速度的に低下しています。事務所移転の件で市政に対する失望や怒りが拡大すれば、地域社会を内側から一気に崩壊させ、武蔵野市のいわゆる「官製ボランティア組織」全体の崩壊に至る蟻の一穴となる可能性は非常に高く、その逸失利益は計り知れません。

過日の事務所移転実務者会議と関係団体との懇談会では、「旧図書館跡地に事務所を移転して欲しい」との意見が大多数でした。市や両法人の代表者からも、「福祉施設が集中するエリアにある旧図書館跡地に事務所を設置する事が出来れば理想的だが、市有地でもあり、第五期基本構想・長期計画で十分議論する必要があるため、対象から除外せざるを得ない」という趣旨の発言がありました。立場は違えども、およそ福祉に携わる市の職員・両法人職員・市民の思いは同じであると再確認出来たことは、大変喜ばしい事でした。

市政における福祉の重要性や、移転に至る経緯や緊急性を鑑み、市が相応の資金援助を含めたしかるべき対応をするのは当然であり、両法人が行政機関ではないという理由で優先順位が下がり、市有地の使用が出来ない市民不在の論理は、市民には理解しがたいものです。納税する市民としても、手続き上困難との理由のみで、コスト面に優れた市有地の有効利用という選択肢を除外するという理屈には、到底承服できません。

市民や両法人の職員・関係者の福祉に対する思いを、万難を排して実現する事こそ、行政の責務であり、行政は市民の期待を実現するためのあらゆる努力を怠ってはならないと考えます。

私達は、下記の通り要望します。

貴委員会委員の皆様には、よりビジョンに近い事務所移転の実現と、武蔵野市の地域福祉の向上のためにご助力いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 旧中央図書館跡地もしくは武蔵野市の中南部への、早急な事務所移転を実現させる事を求めます。
2. 武蔵野市長の政治判断、各団体や関係者の連携、市の行政上の手続きや市からのしかるべき資金援助など、実現に必要となるすべての環境整備を、速やかに行う事を求めます。

以上

(陳受22第37号)

地域福祉の推進と社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会の事務所確保に関する陳情

受理年月日	平成22年12月1日
陳情者	

陳情の要旨

少子高齢化が進む厳しい状況の中で「福祉のまち武蔵野」を市と市民が協働して実現させるためには、その推進役たる社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）が、あるべき地域福祉の将来像に沿った事業展開をすべきであり、そのためには、事業推進に専念できる確固たる足場が必要不可欠です。

来年4月に市民社協と財団法人武蔵野市福祉公社の事務所が移転する吉祥寺北町1-9-1の賃貸物件は、大会議室を設置するスペースすらなく、職員にもさまざまな不自由を強いる、現在の事務所の耐震上の課題に対処するための一時的な仮移転先にすぎません。

事務所移転検証委員会に市民から提出された要望書は「武蔵野市の福祉向上のために、市は、両法人に長期的に安定した良好な環境を積極的に提供するべき」との趣旨でした。

市民社協を市の中央エリアに位置する市の所有地へ移転させるか否かという選択は、そのまま市の福祉への取り組みの姿勢と、福祉にかかる市民ボランティアの貢献に対する評価と期待度をあらわすものであり、地域福祉の興廃に直結する大事であります。

以上の趣旨から、これから地域福祉の推進について、市・市民社協・市民の3者がともに取り組むために、市が市民社協に対し、市の中央エリアに位置する、旧中央図書館跡地を初めとする市の所有する土地または建物の一部を提供し、長期的に安定した事務所の確保をできる限り速やかに実現させることを求めます。

平成22年 12月 14日

武蔵野市長 邑上守正 様

武蔵野市議会議員 各位

第五期基本構想・長期計画策定委員会委員 各位

市民社協 および 福祉公社の事務所確保に関する要望

私達は、今まで経験した事がない超高齢社会に直面しています。様々な福祉課題を抱え、孤立化・無縁化が急速に進むまちで、平穏で幸せな生活を送るために行政と市民が柔軟な発想で協働を進める事がどうしても必要です。「福祉のまち武蔵野」を成立させるためには、行政と市民が知恵を出し合い、福祉ネットのすき間を埋める努力をしなくてはなりません。武蔵野市の地域福祉のシンボルである社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会(市民社協)と、財団法人 武蔵野市福祉公社(福祉公社)が果たすべき役割は、今後ますます大きくなります。

私達は、両法人が来年4月に移転する仮事務所から、長期的に安定した市の施設内の事務所へと移転する事を切望しています。両法人の事務所の賃借料は市が負担しており、コスト面からも、決して不当な要望ではないはずです。

市政に協力して来た多くのボランティアや、市の福祉政策に期待する多くの市民の思いを受け止め、市民が望む地域福祉の未来を実現するためにご尽力いただきたく、下記の事を要望いたします。

記

1. 市民社協および福祉公社の事務所移転に関して、市が市民の要望を尊重し、責任を持って両法人に対して適切な指導監督を行い、財政的援助を含む必要な支援をする事。
2. 市民社協および福祉公社の事務所を、市の中央エリアに位置する市の所有地または建物の中に移転させるためのしかるべき手続きを、市ができる限り速やかに進める事。

以上

第五期基本構想・長期計画策定委員会 傍聴者意見提出シート

提出日 平成 22 年 12 月 16 日

氏 名	[REDACTED]
住 所	吉祥寺北町
ご意見	<p>策定委員の皆様、事務局の皆様、委員会における真摯なご議論に心より感謝申し上げます。</p> <p>早速ですが、第5回策定委員会を傍聴させて頂き、以下の通り感じましたので、ここに意見として提出させていただきます。</p> <p>それは、個別計画も大切にして討議要綱(案)を作つて欲しい、ということです。</p> <p>席上、松本すみ子委員がおっしゃっていたように、個別計画はそれぞれたいへんな識者の方々も参画して進められています。そしてもちろん、ここがより重要だと思うのですが、多くの市民と担当の職員の方々が時間とエネルギーを注いで作成されている、作成されてきたものです。</p> <p>基本構想は最上位計画であり、市政として、分野を超えた計画を明らかにしていくもの、という事務局のご説明は確かにわかるのですが、基本構想によって個別計画が大切にしてきたものの道筋が簡単に変えられてしまうようなことはあってはならないと思います。</p> <p>この後、市民会議やパブリック・コメントで民意を表す機会があるようですが、討議要綱(案)の段階からきちんと、今までの個別計画の資産を受け継いだものを作成いただくことを願ってやみません。</p> <p>何卒よろしくお願い申し上げます。</p>

※策定委員会終了後、事務局(企画調整課)にご提出ください。FAX、メールでの提出も可能です(FAX:0422-51-5638 メールアドレス:sec-kikaku@city.musashino.lg.jp)

※ご意見は、策定委員会策定委員に傍聴者意見として紹介します。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承願います。

※ご意見は策定委員会事務局で保管し、第五期基本構想・長期計画策定委員会以外の目的では使用いたしません。

第五期基本構想・長期計画策定委員会 傍聴者意見提出シート

提出日 平成23年1月4日

氏名	[REDACTED]
住所	市内 境南町
ご意見	<p>策定委員の皆様、担当課の皆様、寺屋会議事務局様です。今日は傍聴させていただきました。資料を読ませていただき意見を述べさせていただきます。</p> <p>・市民協働について</p> <p>今回西を布された「第五期基本構想・長期計画の主な論点」と「分野別論点」(いわゆる「事務局たたき台」)を読ませていただき思うことは、「市と市民の協働」についての記載が非常に少ないことです。</p> <p>現在計画期間中である第四期長期計画・調整計画では、重点課題の中、「市民協働の展開と情報の共有」という項目があり、「市民と行政の協働、の実績づくりと制度整備をすすめること」が求められています(同上P.18~19)。また、施策の体現の中では、「市民活動の活性化と協働の推進」の項の(2)に、「協働推進体制の整備と協働事業の展開」という小項目がたてられ、NPO活動促進基本計画に基づき事業を推進すること、市役所内に設置された「市民協働センター」に加え、「市民活動サポートセンター(仮称)」を整備をすすめること(裏)</p>
<p>※策定委員会終了後、事務局(企画調整課)にご提出ください。FAX、メールでの提出も可能です(FAX:0422-51-5638 メールアドレス:sec-kikaku@city.musashino.lg.jp)</p> <p>※ご意見は、策定委員会策定委員に傍聴者意見として紹介します。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承願います。</p> <p>※ご意見は策定委員会事務局で保管し、第五期基本構想・長期計画策定委員会以外の目的では使用いたしません。</p>	

シと、その運営などの方針についての検討で市民参加をすること、等書かれています（P.57～58）。

NPO活動促進基本計画、及び第四期長期計画・調整計画の該載内容をふまえ
て、市民協働のあるべき方向性について、討論、要領などを提示していただきたいと思
います。

・西部図書館跡地（予定）について

既布資料の「今後の公共施設のあり方について」のP.18に、「西部図書館は今後、歴史資料館として整備していく」という考え方があげられています。

歴史資料館については長年検討されってきた経緯があると思いますが、現行の第四期長期計画・調整計画（P.60）には、「武蔵野市に残された文化財や古文書・芸文書、中島飛行機試験製作所に代表される戦争の記録などを収集・整理・保存・公開する場として、検討をすすめる」と書かれています。特に、戦争の記録を残す場合、そのことが起こった現場——こと「戦之江」から、中島飛行機試験製作所があり、空爆を受けたこの場所に、記念館又は資料館となることに、大きな意味があると思います。

施設の新設抑制という考え方にはわかりますが、全体を再度検討する中で、この件を考え合わせて「検討いただきたい」と思っています。

また、私見ですが、西部図書館の場所は亞細亞連大学や歎息命倫理大学の近くです。この一部を使い、これらの大学と市民・行政の連携・協働の拠点として整備されるといふのがよし。これが「まちづくり」に、大学の教員や学生たちとの連携・協働は、ますます重要な位置、とくによろしく思います。施設を多機能化して活用することは、上記「あり方について」の考え方・方向性とも合致するように思いますが、いかがでしょうか。

以上が「検討下り」。よろしくお願いします。

追：策定委員会開催の広報について

この間、当策定委員会の日時、場所について、市報に掲載されませんでした。

事務局の方たちが、ご多忙の中、日程調整等で苦労な上、このようなことになら
かりましたが、当策定委員会は今後10年の武蔵野市の全体的な施設のゼッケン
等を検討する委員会であり、より多くの市民の情報を得てもらうことが
望ましいと考えます。現状では、市民の多くは市報から市政の情報を得ています
ので、HPの他に、市報に情報即ち掲載されるところに意味があると思います。

委員会開催情報の市報掲載と、よろしくお願ひいたします。